

議案第13号

向日市印鑑条例の一部改正について

向日市印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

向日市印鑑条例（昭和51年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第6条第1項第3号中「の記録」を「の記載（法第6条第3項の規定により磁器ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が」に、「が記録」を「の記載が」に改め、同項第7号中「記録」を「記載が」に改める。

第12条第4号中「記録」を「記載が」に改める。

第14条第1項第2号中「の記録」を「の記載が」に、「が記録」を「の記載が」に改め、同項第6号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（向日市表彰条例の一部改正）

2 向日市表彰条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号を削り、同条第2号中「破産者にして」を「破

産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

(向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 4 向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、「除く」の次に「同条」を加える。

〈参 考〉

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者又は<u>意思能力を有しない者</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請者が本人であること及び本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）<u>の記載（法第6条第3項の規定により磁器ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）<u>の記載</u>がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に<u>記載</u>がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 略</p> <p>(登録の抹消)</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者又は<u>成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請者が本人であること及び本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、直ちに印影のほか次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）<u>の記録</u></p> <hr/> <p>_____されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）<u>が記録</u>されている場合にあつては、氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 略</p> <p>(登録の抹消)</p>

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、第4条の規定による印鑑の要件に該当しなくなったとき。

(5)～(7) 略

（登録証明）

第14条 市長は、前条の規定により登録証明の申請があつたときは、登録原票に登録されている印影の写し（登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。ただし、登録証明書の交付の申請の際に、第4号に掲げる事項について記載を要しない旨の申出があつた場合は、当該事項を記載しないものとする。

(1) 略

(2) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

(3)～(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 略

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、第4条の規定による印鑑の要件に該当しなくなったとき。

(5)～(7) 略

（登録証明）

第14条 市長は、前条の規定により登録証明の申請があつたときは、登録原票に登録されている印影の写し（登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）に、次の各号に掲げる事項を記載して印鑑登録証明書を作成するものとする。ただし、登録証明書の交付の申請の際に、第4号に掲げる事項について記載を要しない旨の申出があつた場合は、当該事項を記載しないものとする。

(1) 略

(2) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

(3)～(5) 略

(6) 外国人住民のうち非漢字圏のものが住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 略

向日市表彰条例の一部改正（附則第2項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>（特別待遇の停止）</p> <p>第10条 自治功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その間前条の待遇を停止する。</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>（特別待遇の停止）</p> <p>第10条 自治功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その間前条の待遇を停止する。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者にして_____復権を得ない者</u></p> <p>(3) 略</p>

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（附則第3項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>（職員）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p>

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正（附則第4項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となる ことができない。</p> <hr/> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第2号</u>を除く<u>同条</u>各号のいずれかに該当するに 至ったとき</p> <p>(2) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となる ことができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>を除く____各号のいずれかに該当するに 至ったとき。</p> <p>(2) 略</p>